

(1) 目的・経緯

〈当初の目的〉

町内梅地地区にある町営残土処分場については、突発的な災害の発生（令和4年台風15号等）により、緊急に大量の土砂を処分する事例が発生したことや今後も同様の事例が頻繁に発生することが予想されることから、町内に最終処分場を設置することで、迅速にかつ比較的安価に土砂の処分が可能となる。こうした経緯から町内の梅地地区に「町が実施する公共事業から発生する土砂」限定の最終処分場を整備した。

〈町が実施した公共事業以外から発生する土砂受入れするため条例化した経緯〉

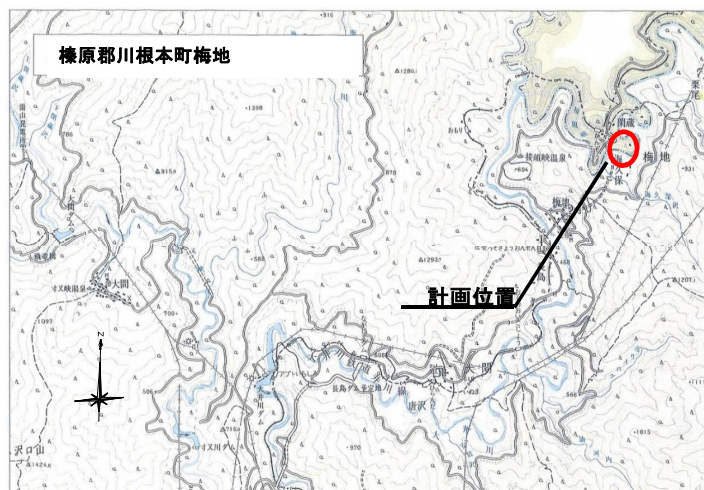
一方で、町内で実施される国、県の事業については、令和6年から町内で発生した残土を町内外の様々な処分場へ運搬するよう計画されていることから、町内全域にわたり大多数のダンプが往來することとなる。このことから、通行する国道沿線の住民に対する安全かつ環境への配慮が懸念されている。

このため、国、県の事業において通行する国道沿線の住民に対する安全かつ環境への配慮のため、町営残土処理場での処分が可能となるよう条例を制定し、町内を通過するダンプ運搬の台数を軽減させることが目的。

(2) 概要

土砂最終処分場の計画地は、同町千頭地区より約14kmほど北の梅地海久保地区である。現在の計画地の地形は町道閑蔵線の道路法面を最低地盤とし計画範囲の終点に向かって緩やかに登っている地形である。東側に農道海久保線があるため、土砂処分場の盛土計画としては農道を越えた高さに盛土しない。北側に隣接する後藤宅地盤高を越えて盛土しないことを条件として、土砂搬入による盛土を行なうものである。

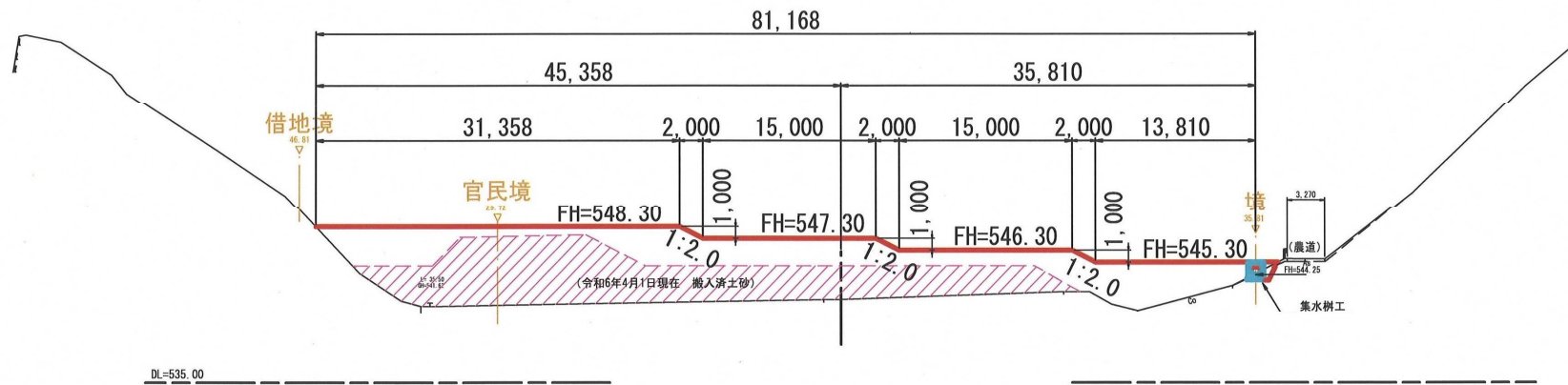
(3) 位置図



施工延長 L=148.0m
 敷地面積 A=9,400m²
 盛土量 V=41,900m³

 盛土計画線
 搬入積み盛土線
 町有地境界線
 測量中心線

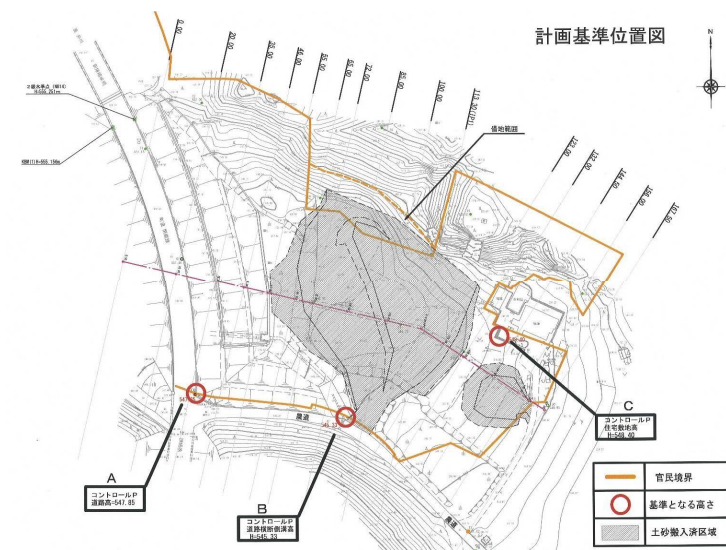
(5) 標準横断面図



(6) 施工上の留意点

- 1、 施工中は工事用の道路管理を行ない、近隣住民、地権者へ迷惑をかけない様にする。
- 2、 土砂搬入時及び整地作業時は、ホコリ等が飛散しないよう散水を行なう。
- 3、 土砂処分場敷地範囲を確認後、搬入を行なう。
- 4、 土砂搬入時、場内及び近隣道路は低速走行し騒音等に配慮する。

(7) 盛土計画の基準



川根本町営残土処理場管理条例及び管理条例施行規則の制定について

(建設課)

1 制定の目的・経緯

町内梅地地区にある町営残土処分場については、突発的な災害の発生（令和4年台風15号等）により、緊急に大量の土砂を処分する事例が発生したことや今後も同様の事例が頻繁に発生することが予想されることから、町内に最終処分場を設置することで、迅速にかつ比較的安価に土砂の処分が可能となる。こうした経緯から町内の梅地地区に「町が実施する公共事業から発生する土砂」限定の最終処分場を整備している。

一方で、町内で実施される国、県の事業については、令和6年から町内で発生した残土を町内外の様々な処分場へ運搬するよう計画されていることから、町内全域にわたり大多数のダンプが往来することとなる。このことから、通行する国県道沿線の住民に対する安全かつ環境への配慮が懸念されている。

このため、国、県の事業において通行する国県道沿線の住民に対する安全かつ環境への配慮のため、町営残土処理場での処分が可能となるよう条例を制定し、町内を通過するダンプ運搬の台数を軽減させることが目的。

事務処理規則は、条例施行に関し必要な事務手続きを定めるものである。

2 使用料

今まで残土場にかかった整備費用及び将来かかると想定される費用を回収したい考えから、使用料の設定については、現在まで残土場を整備するのににかかった費用と将来かかると想定される費用を加えた額から、搬入できる可能土量を割り戻し1㎡あたりの単価を算出。

このことにより、国・県が発注する事業から発生する残土の受入れについては、使用料を徴収するが、町が発注する事業から発生する残土の受入れについては、第5条の減免規定で対応する。

3 施行日

令和6年4月1日から施行

4 位置

別添資料

○川根本町営残土処理場管理条例

令和6年3月22日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共工事で発生する建設残土を受け入れる川根本町営残土処理場（以下「処理場」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 梅地残土処分場
- (2) 位置 川根本町梅地字上大割522番5外

(使用の許可)

第3条 処理場を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第4条 町長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき、又は町長が特別な理由により管理上支障があると認めたときは、既に与えた許可を停止し、又は取り消すことができる。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償義務)

第8条 処理場の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、遅滞なく原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	使用料（1m ³ 当り）
梅地残土処分場	1,300円

○川根本町営残土処理場管理条例施行規則

令和 6 年 3 月 22 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川根本町営残土処理場管理条例（令和 6 年川根本町条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 川根本町営残土処理場（以下「処理場」という。）を使用する者は、川根本町営残土処理場使用許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

(使用許可)

第 3 条 町長は、前条の申請に基づき使用を許可したときは、申請者に対して川根本町営残土処理場使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(使用許可の変更等の申請)

第 4 条 前条の使用許可書を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しをするときは、川根本町営残土処理場使用許可（変更・取消）申請書（様式第 3 号）に使用許可書を添えて、変更又は取消しの日の前日までに市長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを許可したときは、使用者に対して川根本町営残土処理場使用変更許可書（様式第 4 号）又は川根本町営残土処理場使用許可取消通知書（様式第 5 号）を交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第 5 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 条例及びこの規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めたとき。

2 町長は、前項第1号及び第2号の規定に基づく許可の停止又は取消しによる使用者の損害に対し、賠償の責を負わない。

(使用許可の取消し等の通知)

第6条 町長は、前条の規定により使用を停止する場合又は使用許可を取り消す場合は、川根本町営残土処理場使用許可（停止・取消）通知書（様式第6号）をもって使用者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 使用者は、条例第5条に規定する使用料を別に通知する納付書によって納付しなければならない。

2 前項の使用料の納付期限は、当該通知後30日以内とする。

(使用料の減免)

第8条 条例第6条に規定する使用料の減免を受けようとする使用者は、川根本町営残土処理場使用料減額（免除）申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、使用料の減額又は免除の承認をしたときは、川根本町営残土処理場使用料減額（免除）承認通知書（様式第8号）をもって使用者に通知するものとする。

(使用者の責務)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用者は、処理場を使用する期間のうち残土搬入を行う前日までに、その都度所管課に通知を行わなければならない。

(2) 使用者は、1日の残土搬入量を証明する資料を、速やかに所管課に提出し確認を受けなければならない。

(3) 残土搬入後、建設残土以外のものが混入されていた場合は、使用者の責任で撤去しなければならない。

(4) 処理場の施設等を破損した場合は、所管課に報告し、その指示に従って復旧しなければならない。

2 処理場を使用する期間が1箇月以上にわたる長期の場合は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず所管課と協議して定める。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

川根本町営残土処理場使用許可申請書

年 月 日

川根本町長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

川根本町営残土処理場管理条例施行規則第 2 条の規定により、使用許可の申請をします。

使用の目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
建設残土量	m ³
申請の条件	公共工事の契約書の写し及び残土数量の確認できる設計書の抜粋等を添付すること。
備考	

様式第2号（第3条関係）

川根本町営残土処理場使用許可書

第 号
年 月 日

様

川根本町長

年 月 日付で申請のあった川根本町営残土処理場使用許可申請書について、川根本町営残土処理場管理条例施行規則第3条の規定により、次のとおり使用を許可します。

使用の目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
建設残土量	m ³
使用料	円
許可の条件	川根本町営残土処理場管理条例及び規則解を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

川根本町営残土処理場使用許可（変更・取消）申請書

年 月 日

川根本町長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

川根本町営残土処理場管理条例施行規則第4条第1項の規定により、使用許可の（変更・取消）申請をします。

許可年月日・許可番号		年 月 日 第 号
変更後の内容	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	建設残土量	m ³
	使用料	円
変更・取消しの理由		

様式第 4 号（第 4 条関係）

川根本町営残土処理場使用変更許可書

第 号
年 月 日

様

川根本町長

年 月 日付で申請のあった川根本町営残土処理場使用許可変更申請書について、川根本町営残土処理場管理条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり使用の変更を許可します

使用の目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
建設残土量	m ³
使用料	円
変更の理由	
許可の条件	川根本町営残土処理場管理条例及び規則等を遵守すること。

様式第5号（第4条関係）

川根本町営残土処理場使用取消通知書

第 号
年 月 日

様

川根本町長

年 月 日付で申請のあった川根本町営残土処理場使用許可取消申請書について、川根本町営残土処理場管理条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり使用の取消しを通知します。

許可年月日・許可番号		年 月 日	第 号
許可事項	使用の目的		
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	建設残土量	m ³	
	使用料	円	
使用を取り消した理由			

様式第 6 号（第 6 条関係）

川根本町営残土処理場使用許可（停止・取消）通知番

第 号
年 月 日

様

川根本町長

川根本町営残土処理場管理条例施行規則第 6 条の規定により、次のとおり通知
します

使用許可取消措置の内容	
使用許可停止措置の内容	

様式第 7 号（第 8 条関係）

川根本町営残土処理場使用料減額（免除）申請書

年 月 日

川根本町長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

川根本町営残土処理場管理条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、使用料の減額（免除）の申請をします

許可年月日・許可番号		年 月 日	第 号
許可事項	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	建設残土量	m ³	
	使用料	円	
減額（免除）申請の理由			

様式第 8 号（第 8 条関係）

川根本町営残土処理場使用料減額（免除）承認通知番

第 号
年 月 日

様

川根本町長

年 月 日付で申請のあった川根本町営残土処理場使用料減額（免除）申請書について、川根本町営残土処理場管理条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり使用料の減額（免除）の承認を通知します。

許可年月日・許可番号		年 月 日	第 号
許可事項	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	建設残土量		m ³
	使用料		円
減額（免除額）			円
差引額			円
減額（免除）承認の理由			

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 8 条関係)